

業務指示書

ミャンマー国カチン州・チン州道路建設機材整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路建設機材整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／道路・橋梁整備計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路・橋梁整備
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画／機材維持管理計画】

- 1) 類似業務の経験：機材維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第2の6. 「(14) プロジェクトの評価」における「効果測定のためのベースライン調査」に係る経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.116 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路・橋梁整備計画
機材計画/機材維持管理計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.61 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月30日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国カチン州・チン州道路建設機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路・橋梁整備計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画/機材維持管理計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」）は 100 以上の民族が居住する、多様な民族国家である。1948 年の独立以降、様々な民族グループはミャンマー政府に対して積極的支援や、自治権の拡大、完全独立等を求めて武力闘争を開始したが、1990 年代以降、ミャンマー政府は少数民族との和解を進めてきた。2011 年 3 月に発足した現政権も国民和解に向けて、少数民族と精力的に停戦合意・和平交渉を進めており、近々全国停戦合意が締結されるという報道もある。

カチン州は、ミャンマー北部の州でインド・中国に挟まれた位置にあり、地域全体がカチン高原地帯で広大な山間奥地を有する。カチン族、シャン族、ビルマ族等が居住し、山間丘陵部での焼畑農業が主な生業である。カチン州においては 1960 年代中頃から州の独立を求める少数民族側の動きが強くなり、特に 1990 年代以降はカチン独立軍とミャンマー軍との激しい武力衝突により、多数の国内避難民が発生した。2011 年の新政権発足後であっても、停戦に向けて協議が続いている。カチン州では農・畜産業以外にも南部渓谷では金等の鉱山開発も進んでいるが、険しい山岳地帯において頻発する豪雨やサイクロンによる土砂災害により、近隣州・地域とのアクセスが制限されている状況にある。また、チン州は、ミャンマー西部の州でインド・バングラデシュと隣接し、非常に急峻な地勢にある。チン族やルシャイ族、ビルマ族等が居住しているが民族間の衝突は特段起きておらず、焼畑農業や狩猟が主な生業であり、近年では林業や鉱山開発も進められている。チン州には、マニプール川やカラダム川に代表される多くの河川があり、土壌浸食や森林伐採を予防するために段々畑での農業が奨励されているが、丘陵や谷を抜ける流れは強く、豪雨による地滑りや洪水といった自然災害が頻発している地域である。

特に開発が遅れた最貧州に位置付けられるカチン州及びチン州は、道路整備の遅れが他の州や地域より顕著である。域内の物流を支える主要道路は劣悪な状態にあり、豪雨による道路冠水や土砂災害、橋梁の流失等が頻発している。住民の基本的な生活改善に資する公共サービスへのアクセス確保や安定した物流網構築のための道路整備が喫緊の課題である。

しかしながら、ミャンマー国内の主要道路の建設・維持管理を実施する建設省公共事業局は、長く続いた経済制裁に伴い保有する道路建設機材の不足や老朽化等の問題を抱えており、十分な道路整備事業を展開できない状況にある。

現政権の最大の関心事項の一つである国民和解のために少数民族との停戦合意・和平交渉の推進に向けて、本事業による少数民族地域の地方開発促進への貢献が期待されている。

我が国はこれまで同様な建設機材整備計画をシャン州、カレン州及びラカイン州に対して実施してきており、地方開発促進へ寄与することを目的とした同計画は本事業で終了となる見込みである。これらの既往協力のレビューと総括を行った上で、本調査では、カチン州・チン州を対象地域として道路建設機材の供与を主内容とした無償資金協力の妥当性を確認し、最適な計画内容、規模を検討し、概略設計を行うことを目的としている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

開発が遅れているカチン州及びチン州において、道路建設機材を供与することにより、道路整備の促進を図り、もって国民の生活の向上に寄与する。

(2) プロジェクトの成果

カチン州及びチン州の整備対象区間に対する道路建設機材が調達される。

※整備対象区間については、調査時に特定する。

(3) 活動の概要

1) 機材等の内容

道路建設用機材一式（ブルドーザ、エクスカベータ、ダンプトラック、法面工用コンクリート吹付け機、移動式ワークショップ及びスペアパーツ等）

2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、調達監理、機材管理及び調達機材を使った機械操作指導

(4) 対象地域

カチン州及びチン州

(5) 関係官庁・機関

建設省公共事業局（PW：Public Works, Ministry of Construction）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・「シャン州北部コーカン地区道路建設機材整備計画」（無償資金協力）（2001年）
- ・「カレン州道路建設機材整備計画」（無償資金協力）（2013年、実施中）
- ・「ラカイン州道路建設機材整備計画」（無償資金協力）（2014年、実施中）
- ・「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」（有償資金協力）（2013年、実施中）

3. 調査の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 調査の範囲

本調査は、ミャンマーで実施する「カチン州・チン州道路建設機材整備計画」について、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがミャンマー側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の方法

本調査は、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うため、また②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る

ため、2回の現地調査を予定している。調査範囲が2つの州にまたがるため、効率的に調査を実施する。

なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員が参加することを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 対象路線及び機材の設定

現時点では、カチン州及びチン州共に整備対象の路線、区間及び機材構成について先方実施機関の要請詳細が確定していないが、機材の構成を決定するに当たっては、まず調達機材を使用して整備される対象区間を特定し、次にその現況・問題点と施工条件・数量等から工事方法を決定して、必要となる建設機材の種類・数量を確定しなければならない。また、供与機材が適切に使用され続け、目的とする道路整備が着実に実施されるか確認するために、実施機関の体制・予算・維持管理能力・資産管理方法等を調査する必要がある。そのため、

<第一次調査>

整備候補路線の確認と優先順位付けを行い、その後、具体的な工事方法・機材内容と数量を設定し、実施機関の体制等を確認して合意を取り交わす

<国内作業>

帰国後に国内解析、機材仕様、調達・据付・維持管理計画、行程計画、事業費等を策定し、JICA と協議して最終決定する

<第二次調査>

実施機関と内容を協議・確認することを想定している。

(4) 対象地域の留意事項

2012年1月からミャンマー政府とカチン独立軍(KIA)との間で和平交渉が開始され協議が続いているものの、それ以降も衝突が繰り返されてきた。ミャンマー政府は現時点では攻撃を停止する旨発表しているが、カチン州南東部のライザー近郊ではミャンマー軍とKIAが対峙した状態が続いている。このように治安上の懸念があることから、整備対象路線はライザー近郊を除外した地域を想定している。なお、今後の治安状況及び情勢の変化によっては、調査対象地域を変更する可能性がある。

(5) 社会配慮調査

本事業は、道路整備の促進を通じて、両州における社会経済の活性化と住民生活の向上に寄与することを目的とする。そのため、調達機材による整備対象路線は、同目的に鑑みて選定することとし、事業効果の捕捉・検討に必要な情報・データを取るための社会配慮調査も実施するものとする。

(6) 機材構成

事前の情報では、道路建設機材とともに、小規模橋梁を建設する機材の要望も強いことが確認されている。また、山間部の道路においては土砂崩れも頻繁に発生しており、対応が必要な個所が多いとの情報もある。整備対象区間において、橋梁整備や法面对策等が必要と判断される場合には、その内容に応じた機材を含むことも検討するが、その際、実施機関（特に地方事務所）の建設技術能力や資材類の調達事情を確認して整備対象路線と機材構成を決定する。

(7) 試験研究所及び訓練センターの調査

ミャンマーにおける国道は、PW 傘下の道路研究所（RRL：Road Research Laboratory）及び土質試験研究所（SRL：Soil Testing and Research Laboratory）が設計及び試験等を行っている。この RRL、SRL において試験器具類が不足しており、また、故障等により更新が必要なものが数多くある。無償資金協力「洪水被害対策のためのノン・プロジェクト無償資金協力」等によって一部の試験機材が納入されているものの、十分ではない状態である。なお、技術協力プロジェクト「災害多発地域における道路技術改善プロジェクト」では、エーヤワディ地域をパイロットエリアとした軟弱地盤対策に取り組みつつ、適切な現地試験・設計・施工管理に基づいた合理的な道路整備が定着するように、OJT を通じて技術支援を行っている。そのため、試験研究所に必要な機材類を供与することで、技術の地方伝播と相乗的な効果発現が期待できる可能性がある。

また、機材の運転手と整備士は、同じく PW 傘下の機械訓練センター（MTC：Mechanical Training Center）で基本的な使用法等と整備方法を訓練されており、機材が供与された後に両州に派遣され、道路整備に従事する。機材供与と併せて行う OJT において、操作方法は再度訓練されることを想定しているものの、この訓練所においてトレーニング用機材や設備に不足・故障が多くみられ、運転手・整備士の養成体制が効率的であるとは言えない状態にある。本事業により、地方州における道路建設機材の協力が一通り完了するにあたり、良質な人材の養成を目的として、訓練所に適切な研修用機材を供与することで、両州だけでなく、これまでの供与機材についても更に効率よく運営・維持管理される可能性がある。

現地調査においてはこれらの試験研究所及び訓練所等も調査して、試験器具類及び研修用機材等も含めて機材構成を決定する。

(8) 整備対象外路線

PW は地域ごとに地方事務所を有し、基本的には直営での道路建設と管理を行っているが、一部では BOT（Build Operate-Transfer）方式による道路管理も行っている。本事業で設定する整備対象は、この民間企業による管理道路を除くこととして、PW 直営で建設・維持管理する道路のみを対象とする。

また、カチン州及びチン州では有償資金協力「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」（2013年）が実施中であり、PW直営による道路整備等が予定されている。本事業で設定する整備対象路線はこの有償資金協力による区間は対象外とするため、現地調査時に貧困削減地方開発事業による道路整備の進捗状況、候補及び実施時期を確認して調整する。ただし、双方事業を効率よく実施して相乗効果を発現させるため、機材連携や相互使用の可能性について検討する。

（9）貧困削減・ジェンダー

貧困削減・ジェンダーの観点からの事業効果測定を検討しているため、ベースラインデータの収集を行うこととする。また、機材選定・仕様の決定にあたりジェンダー配慮の必要性があれば、それを反映させるものとする。

（10）「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」について

JICAは、ODAによる公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を2014年9月に策定している。本事業は機材供与を目的としており、建設工事や安全対策そのものは対象外であるが、同ガイドンスについて先方政府の理解獲得を図るとともに、OJTによる機械操作指導の際には併せて安全訓練等の活動を盛り込む行うこと。同ガイドンスのデータ（和文・英文）については、http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html から入手すること。

（11）設計・積算の実施

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）（以下、設計・積算マニュアル）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計・積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（12）報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2014年10改訂版）（以下、無償報告書ガイドライン）を参照することとする。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、

調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ミャンマーにおける道路整備事業に係る上位計画（道路整備 30 か年計画等）を確認する。また、地方開発等にかかる政策についても確認を行う。
- 2) ミャンマー、特に、調査対象地域における道路整備の現状と課題を調査し、本プロジェクトの重要性を確認する。
- 3) 本プロジェクトの背景・経緯と内容を確認する。
- 4) 地方開発としてのインフラ整備にかかる実施中及び実施予定の他ドナー、民間セクター等の援助・投資状況を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

PW 及び対象路線を管理する地方事務所等の組織・権限・人員構成や最近 3～5 年間の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

特に、道路整備延長が本事業の実施により大幅に増大する場合は、人員、予算等を先方が対応可能であるかを十分検討する。

(5) サイト状況（自然条件など）調査

PW による道路整備状況（年間整備延長、整備区間、事業費等）、機材の稼働状況（インベントリー）、機材整備状況、機材・スペアパーツ購入状況等を確認する。

なお、整備候補区間の道路状況は、目視や既存データの収集により判断する。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達）

現地及び第三国調達等の可能性を検討し、調達事情を調査する。また、スペアパーツ等の調達事情も確認し、現地の状況にあった施工方法や機材仕様となるよう配慮する。

(7) 相手国側負担事項の概要

無償資金協力事業として建設機材を供与する際のミャンマー政府の免税措置を確認及び整理する。また、機材供与後に相手国が行う道路整備が確実になされるよう、先方が実施すべき事項（道路整備予算の取得、工事許可の取得、施工ヤードと機材置き場の確保や、工事の際に支障となる電線・通信線など公共施設の移設等）とその実施タイミングを確認し、先方が対応可能なことを確認する。

(8) 既往事業の状態・進捗確認とレビュー

本事業に先立って実施されてきたシャン州、カレン州及びラカイン州を対象とした建設機材整備計画について、進捗状況と供与後の機材状態及び道路の整備状況を確認してレビューするとともに、課題等を整理する。また、この確認・レビューは①協力準備調査段階、②詳細設計段階、③調達段階、④道路整備及び施工後の 4 段階についてまとめることとし、確認・レビューする項目や詳細方法について、プロポーザルに記載することとする。

(9) ソフトコンポーネントの検討

機械操作指導として OJT(供与機材を使用した小規模な施工訓練)を検討する。

また、機材の適正利用については十分な配慮が必要であることから、機材の利用状況やスペアパーツ等が確実に管理されるよう、台帳管理システムについて導入を検討する。実施中の「カレン州道路建設機材整備計画」及び「ラカイン州道路建設機材整備計画」においてもこのシステムを導入しているため、現地での使用状況を確認して必要に応じて改善を図るとともに、互換性について留意する。

(10) 社会配慮調査

本事業による機材供与後に整備される道路が地方開発の促進に資することを確認するために、以下の社会配慮調査を行う。

- 1) 整備候補区間における周辺地域の概要
- 2) 協力対象地域の民族に関する基本情報収集(人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等)
- 3) ステークホルダーと、調達機材を使った道路整備事業計画について十分な情報を提供した上でヒアリングを行い、事業の影響(正の影響がある事業を前提とするが、負の影響も含めて確認する)、および、影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性を明らかにする。
- 4) 対象候補区間における事業計画について、住民に対して負の影響が及ぼされる場合の、その回避、緩和、代償するための方法等にかかる法的枠組みの確認を行う。

なお、社会配慮調査における情報収集等の作業に関しては、傭人による対応を想定しているが、より適当な実施方法がある場合には、その内容をプロポーザルにて提案することも可とする。

(11) プロジェクトの概略設計

上記調査及び関係機関との協議を踏まえ、概略設計を行う。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 基本計画(機材仕様)

現地調達事情、実施後の維持管理等を勘案し設計方針を整理し、それをもとに本プロジェクトの基本計画(機材仕様)を検討する。また、プラント等据付に必要な機材をコンポーネントとする場合には、据付計画も併せて策定する。

- 2) 調達計画・据付計画
- 3) 設計・調達監理計画
- 4) 工程計画

(12) プロジェクトの実施・維持管理計画

対象路線の整備実施及び機材の運用・維持管理に関する計画を確認する。予算措置の方法、組織、人員、技術力、運用及び維持管理水準確保の仕組み等について着目し、先方が実施可能な計画であることを確認すること。

(13) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費及びプロジェクトの維持管理費を積算する。

積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」に準拠して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

なお、設計・積算の精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

(14) プロジェクト実施にあたっての留意事項

供与後の機材の維持管理だけでなく、道路整備の際の施工監理及び維持管理を含めた一貫性のある全体計画を考えた上で、適切な機材整備計画を提案することとする。

また、プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理するものとする。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、プロジェクト完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、i) 調達機材による道路の整備延長、ii) 整備区間内における車両の平均走行速度を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。ただし、その実施は、JICA との協議の上で判断するため、本調査の見積りへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(18) 準備調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品等を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち本契約の最終成果品は（5）から（9）とする。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2016年2月上旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2016年2月上旬	英文17部
(3) 現地調査結果概要	2016年4月上旬	和文10部
(4) 準備調査報告書(案) (※機材仕様書(案)含む)	2015年5月中旬	英文17部 和文10部
(5) 概略事業費(無償)積算内 訳書	2015年7月下旬	和文2部
(6) 機材仕様書	2015年7月下旬	和文3部 英文4部
(7) 概要資料	2015年8月下旬	和文1部及びCD-R1枚
(8) 準備調査報告書	2015年11月上旬	和文(製本版)8部及びCD-R1枚 英文(製本版)17部及びCD-R3枚 和文(簡易製本版)2部及びCD-R1枚
(9) デジタル画像集	2015年11月上	CD-R2枚 (デジタル画像40枚程度)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「設計・積算マニュアル」の補完編を、その他については「無償報告書ガイドライン」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2015年2月上旬より第一回現地調査を行い、同年8月中旬に第二回現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。同年8月下旬までに概要資料、同年11月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約11M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な業務従事者構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/道路・橋梁整備計画(2号)
- 2) 機材計画/機材維持管理計画(3号)
- 3) 地形地質/法面補強
- 4) 社会配慮
- 5) 調達計画/積算

3. 参考資料

（1）配布資料

- ・「地方貧困削減のための生活基盤インフラ調査補助」報告書（抜粋版）
- ・「災害多発地域における道路技術改善プロジェクト」業務進捗報告書

（2）閲覧資料

以下の資料について、JICA ホームページより閲覧可能。

- ・「シャン州北部コーカン地区道路建設機材整備計画」準備調査報告書
URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004107.html>
- ・「カレン州道路建設機材整備計画」準備調査報告書
URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008987.html>
- ・「ラカイン州道路建設機材整備計画」準備調査報告書
URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015418.html>

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

JICA からの調査参加については以下のとおり想定している。

（1）第一回現地調査

- 1) 団員構成：団長

計画管理

- 2) 調査行程：約7～15日間

- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：団長

計画管理

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していないが、土壤硬度計など現地調査に機材が必要な場合は、プロポーザルに記載するとともに見積りに含めること。

6. 現地再委託

現地再委託が適当と思える業務がある場合には、その内容についてプロポーザルにて提案した上で、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

また、現地再委託にかかる費用については見積もりに含めること。

7. その他留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5及び様式-6を準用した表を添付する。

(2) 総括の団長への同行

現地調査に関し、総括は団長の滞在期間中に原則として団長の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動にて調査実施することを妨げない。

(3) ビザ取得およびミャンマー内移動許可

現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出およびミャンマー内の移動許可にかかる手続きはJICAにて支援する。なお、JICA招聘状によるビザは最長28日間であるので、現地調査行程がこれを超過する場合には、適宜分割して日程を

立案、または団員構成の再編等を検討すること。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所及び支所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所及び支所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上